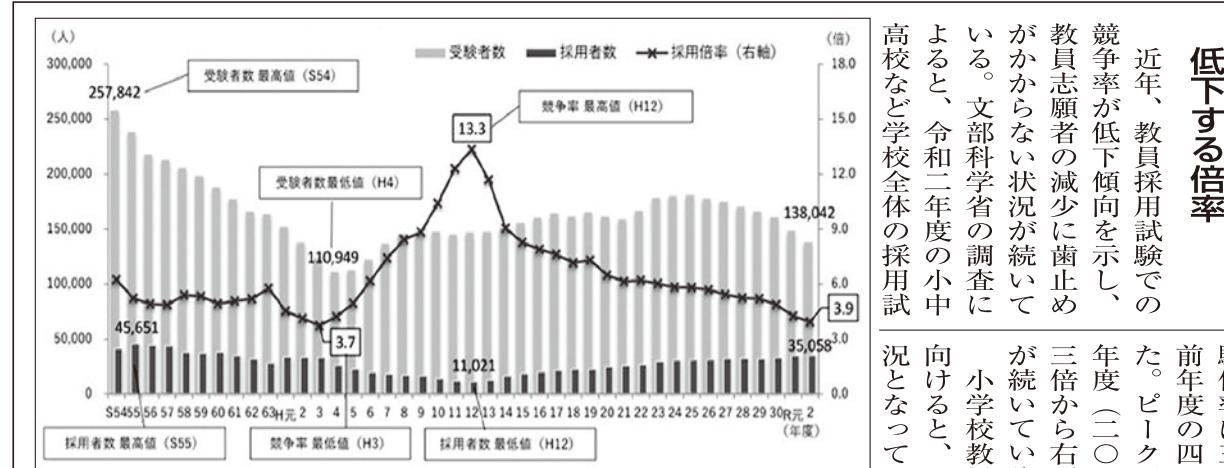


〈天録時評〉

教員志願者数の減少は教育の危機

年々、教員採用試験倍率が下がり続けている。福岡県では今年度の小学校の競争率は一・一倍となつた。教員の労働環境が過酷で魅力がないのが志願者減の大きな原因となっている。教員の志願者が減り、誰でも合格できる状況になれば、優秀な人材が減り、教員の質が低下するおそれも高まる。教員の質の低下は教育の危機、国家の危機につながる。優秀な人材の確保には、教員の労働環境の改善や養成カリキュラムの改善など、教育の抜本的改革が急務である。



近年、教員採用試験での競争率が低下傾向を示し、教員志願者の減少に歯止めがかからない状況が続いている。文部科学省の調査によると、令和二年度の小中高校など学校全体の採用試験倍率は三・九倍であり、小学校教員の採用に向けると、さらに深刻な状況となっている。文科省の調査で、令和元年度に実施した公立小学校の教員採用試験の倍率は二・七倍となり過去最低を記録した。翌年の令和二年度はさらに下回り、二・六倍となつてしまった。自治体によるデータでは、佐賀、福岡県では、佐賀、

長崎両県の一・四倍が最も低く、次いで北九州市の一・五倍、富山、福岡両県の一・六倍と続いた。二倍を下回つたのは十二自治体あり、二〇一八年度の十自治体より増えている。そして、今年度の福岡県では小学校の競争率が一・一倍となつた。小学校の免許を取られる大学が大幅に増える中での、志願者の減少は深刻だ。

教員採用試験の競争率が三倍を切ると、教員の質の維持が難しくなるとの指摘がある。そのため、各自治体では教員志願者の減少に歯止めを掛けようと教員採用試験の方式を工夫している。例えば、受験資格の年齢制限をなくす、水泳やピアノなどの実技試験を廃止するなどして、教員を目指しやすくする採用試験にしている。福岡市に至つては来年度実施の採用試験から筆記試験と面接を省く新たな特別選考方式を導入し、

教育実習の評価と、市と連携する県内十五大学からの推薦だけで採否を決める方針にしている。教員志願者を増やし、優秀な人材を教員に採用することは、教員の質を維持するためには不可欠である。しかし、試験の内容を簡単にして、専門知識や指導技術などの能力を問わない試験は、優秀な人材の採用にはつながらない。

魅力なき職場環境

質の高い教員確保のため教職を目指す学生や社会人に對し、現職教師から教職の魅力をSNSで発信してもらうことを期待して始めた文科省の取り組みに、教職現場の過酷な労働環境が緩らされている。「教員のバトン」プロジェクトがある。この投稿を見ると、教職の魅力どころか教職現場の過酷な労働環境が緩られている。

退職を決めた元教員は、「教員退職しました。残業百時間超えたり、百勤勤したり、働き方にについていけないと言われて婚約破棄したり、適応障害になつて休職したり、色々ありました」と投稿している。この他、長時間労働や部活動の負担を挙げ、「夢を叶え

たなかつた」とか「とても渡せない」などと、窮状を訴える声もある。教職を目指す学生や社会人がこの投稿を見れば、教職に就くことに対する不安を覚え、採用試験の受験を思い止まる人が増えても不思議ではない。

教育関係の有識者からは教員の労働環境が過酷になつた原因として、①教員の仕事が不明瞭・曖昧になり、雑務や公務外の仕事が増えてきたこと、②スマホ・PCの普及で、市民、保護者、マスコミなどから批判や監視が増え、対応に時間を取られたり精神的ストレスが増したりしてい

ること、③制約・規約が増えるなど管理体制が強化され、個の教員の自由度が減っていることなどが指摘されている。こうした問題が解決されない限り、教員の仕方、保護者への対処の仕方などはほとんど指導されない。最近では、指導教員も多忙な中で実習生を受け入れることとなり、十分な指導ができていないことが多い。

学級担任となつても、子供たちを掌握できず、授業が計画通りに行えない教員が増え、その教員の補助業務も加わるという実態もある。新任教員が、教壇に立つて自信を持つて指導ができるよう、教員養成大学で実務についてしっかりと学べるカリキュラムを構築することも重要だ。教育は、国家百年の計と言われている。しかし、まだ

海外では、学校外での子供の指導、例えば登下校の安

全指導や放課後の校外での生活指導などは保護者の責任として、子供に対する責任が急務である。

教員の労働環境の改善だけなく、教職を目指す学生の資質向上も急務だ。現在の教員養成課程では、教

育の現場に触れながら、実務について学ぶ場は教育実習でしかない。その教育実習では、数時間程度授業を行つたり、休み時間に子供と触れ合つたり、放課後に教材研究をしたりするが、問題を抱える子供への対処

で教員になつたけど十年もじやないが若者がバトンを渡せない」などと、窮状を

訴える声もある。教職を目指す学生や社会人がこの投

稿を見れば、教職に就くことに対する不安を覚え、採用試験の受験を思い止まる人が増えても不思議ではない。

教育関係の有識者からは教員の労働環境が過酷になつた原因として、①教員の仕事が不明瞭・曖昧になり、雑務や公務外の仕事が増えてきたこと、②スマホ・PCの普及で、市民、保護者、マスコミなどから批判や監視が増え、対応に時間を取られたり精神的ストレスが増したりしてい

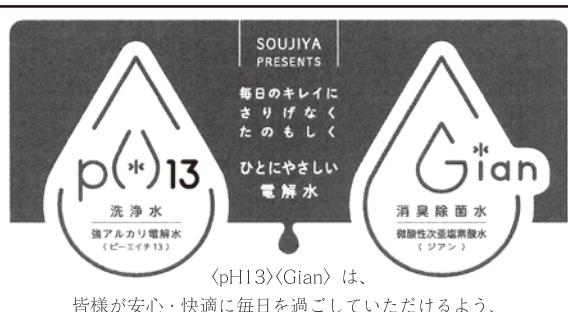
ること、③制約・規約が増えるなど管理体制が強化され、個の教員の自由度が減っていることなどが指摘されている。こうした問題が解決されない限り、教員の仕方、保護者への対処の仕方などはほとんど指導され

れない。最近では、指導教員も多忙な中で実習生を受け入れることとなり、十分な指導ができていないこ

が多い。

学級担任となつても、子供たちを掌握できず、授業が計画通りに行えない教員が増え、その教員の補助業務も加わるという実態もある。新任教員が、教壇に立つて自信を持つて指導ができるよう、教員養成大学で実務についてしっかりと学べるカリキュラムを構築することも重要だ。教育は、国家百年の計と言われてい

る。労働環境のブラック化の改善を含め、教員養成課程を含めた教育システムの抜本的改革が急務である。



皆様が安心・快適に毎日を過ごしていただけるよう、想いを込めてお届けしております。

皆様の健やかな暮らしにお役に立てていただけましたら幸いです。

商品の詳しい情報やお問い合わせは、ホームページをご覧ください。

<https://kk-sojiya.com/>

製造元：株式会社 掃除家

〒370-3604 群馬県北群馬郡吉岡町南下929-3



前田接骨院 <各種保険取扱>

おとなと子どもの外反母趾研究所

院長 前田 行昭

〒370-0866
群馬県高崎市城山町1-2-4
TEL 027-326-9850
FAX 027-377-9215



美容室 ラパン・エ・フルール

群馬県渋川市行幸田3,217-8
TEL 0279(22)4138

百姓一揆は不正や不公正を正す抗議行動

歴史研究の進展で三十年前と現在の教科書では大きく変わっている。江戸時代の身分制度とされた「士農工商」の用語も消えているが、最も大きな変化は「百姓一揆」の記述だ。第二次世界大戦後の共産主義世界の拡大の中で、わが国でも「全ての歴史は階級闘争の歴史だ」とするマルクスの唯物史観が歴史学界を席巻した。そのため百姓一揆も民衆が権力を打倒する「階級闘争」と位置づけられていた。

しかし、資料などに基づく研究の進展とともに、百姓一揆は領主を打倒するためのものではなく、領主と百姓も双務契約的な関係であったことが明らかにされ、百姓一揆に関する教科書記述は一変した。それで百姓一揆は階級闘争の渋滞が教科書に依然として残り、階級闘争史観で授業を行っている社会科の教師がいる。それらの教師は、わが国の負の部分だけを強調する自虐史観の持ち主でもあり、国民としての誇りや愛国心の涵養を阻害する不適格教師として排除することが必要だ。

江戸時代の百姓

近年では、江戸時代が暗黒の封建時代であったとする見方は大きく変わってきました。しかし、高齢者ははじめとして三十歳以上の人々の多くは、江戸時代には、藩の領主が権力を独占し、武力や暴力を行使して民衆を抑圧し、とりわけ百姓は収穫物の大半は年貢に取り強いていた。だから「百姓は生かさぬよう、殺さぬように」という言葉を本当だと思つてゐたのである。現代の政府や自治体が住民の生活を守り、われわれは税を納めるという関係性と本質的には変わらない。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。百姓たちは糞を着用し、鎌

武器は禁止

その際には、やむなく行動を起こすことや正当性を要であり、そのためには百姓一揆の作法が形作られた。

百姓成立が大事

「御百姓意識」に対する反対意見が、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。百姓たちは糞を着用し、鎌

や鍔を腰に下げ、百姓であることを強調した。

昔の教科書には、厳しい年貢の徴収などで領主に搾取されている百姓が、飢餓などで飢え死などの危機を迎えた時、席旗を掲げ、竹槍などの武器を持ち、領主倒を目指して起きたのが一揆だとされていた。

こうした百姓一揆像が作られたのは、戦後のわが国

が要求を聞き入れない場合には、代官所の門を壊したものではない。まず、代官所の門前で、要水を記載した文書を読み上げて、それを差し出し、それでも代官など

が書かれており、村ごとに竹槍などの武器を持ち、領主倒を目指して起きたのが一揆だとされていた。

また、むやみやたらに代官所や家を打ち壊したわけ

かれて困窮が解消されれば一揆を止めるという体制内の一揆を止めることで、百姓の生活が困難になると、百姓一揆が起きた。これは、自分たちの生活や利益を守るために、藩主や武士たちにも堂々と主張していくのである。領主の政治が悪いと、大勢の百姓が江戸に行き、幕府評定所へ訴えている。百姓が藩や幕府と交渉し、役人の罷免や年貢の削減などの要求を勝ち取ったことを示す数多くの資料が見つかっている。

例えば、享保元年（一七一六）以降になると、年貢を決定する方法が検見高を定められており、年貢が検見高を超過する場合は、その超過分が免除される。幕府は財政が逼迫し、年貢を止めるに至った。

また、享保六年には全島

の百姓に降りかかる生活危機を取り除き（仁政）、村と村との争いなどを解決するなどの社会の安穏を保障する義務があると考えられていたのである。

江戸時代の百姓は、社会にとって重要な米などの農産物を生産する重要な役割を担っているという「御百姓意識」をしていました。領主は、百姓が年貢を納めるという関係性と本質的には変わらない。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。現代の政府や自治体が住民の生活を守り、われわれは税を納める

という関係性と本質的には変わらない。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。現代の政府や自治体が住民の生活を守り、われわれは税を納める

という関係性と本質的には変わらない。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。現代の政府や自治体が住民の生活を守り、われわれは税を納める

という関係性と本質的には変わらない。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。現代の政府や自治体が住民の生活を守り、われわれは税を納める

という関係性と本質的には変わらない。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

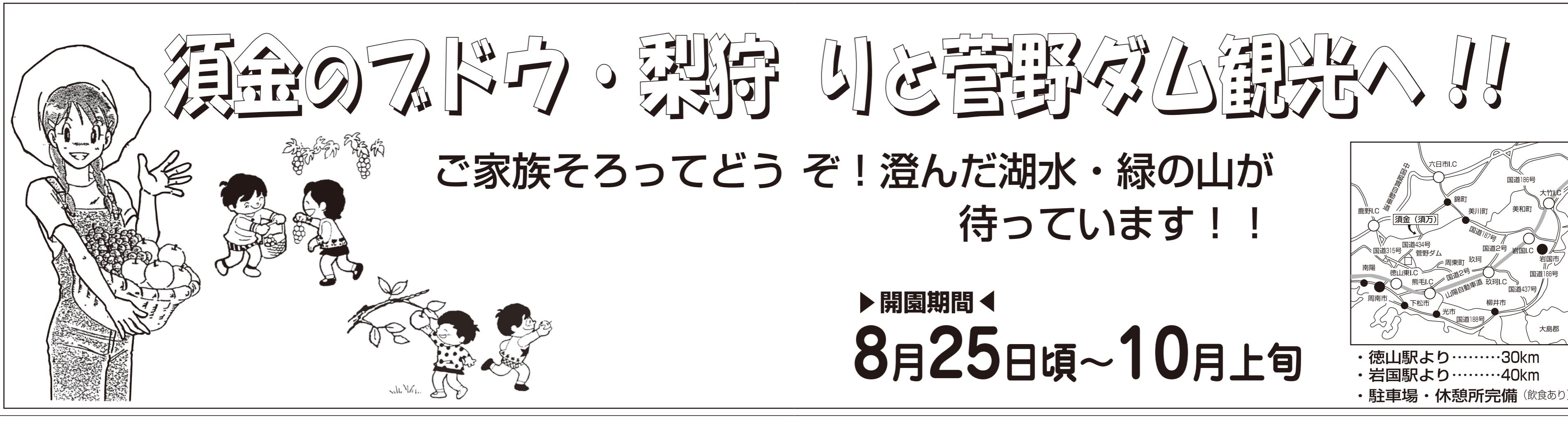
百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。現代の政府や自治体が住民の生活を守り、われわれは税を納める

という関係性と本質的には変わらない。

百姓は、領主に仁政を求め、困ったときには領主は救つてくれるものだと考えていた。従つて、不正や不当を領主や幕府に訴えることは当然のことだった。しかし、領主側の対応と百姓の願いが、何らかの理由でうまくいかないときに百姓一揆の作法が形作られた。

百姓は、領主が年貢を納める義務があると考へられ、食うや食わずの生活を強いていた。領主は百姓の生活が成り立つといふのである。現代の政府や自治体が住民の生活を守り、われわれは税を納める

という関係性と本質的には変わらない。



日本の肖像 (39)

中井源左衛門（下）



果てしなき夢を追う孤高の商人

江戸の世に実現し損なつた株式会社設立

歴史家 鈴木 旭

近江商人の代表格、中井源左衛門はわずか一代にして巨万の富を築き上げる大限者になつたが、最後を飾れなかつた。もし、全国に張り巡らせた支店と分店を分割せず、そのままにして所有権（資本）だけを息子たちに分轄相続するという画期的な相続案が実行されいたら近代経済社会の先駆を成す株式会社が江戸時代に出現するところだつた。先駆的すぎて息子たちには受け容れられなかつたため、実現しなかつたが、すでに資本と経営の分離が発想されていたことは記憶しておきたい。

商いは牛の涎の如し

中井は七十七歳になつた時『遺戒一枚起請文』と題する起請文を書いている。『金を溜めるに欲ふかきことありと心得て、欲ふかく山事不実の心持あらば（中略）終に貧人と成候べし』

金を溜めるには何か、特別の方策があるに相違ない。方策を巡らすと必ず山師の商法や空相場、詐欺的行為に走るようになり、ついには何もかも失つてしまつというのである。

商いは長続きしなければ意味がない。一度は儲けて終わりである。商いができないくなれば元も子もなくなる。だから、商人は「信用第一」をモットーにして

商いに励まなければいけないと言つている。

他の近江商人も、粗悪品の取り扱い、高利、派手な振る舞い、投機的取引などを固く禁じ、家訓として子孫に書き残している例が多い。つまり、例外なく「商売は手堅くやれ」と言い伝えているのであるが、利益が出なければ意味がない。

中井は七十七歳になつた時『遺戒一枚起請文』と題する起請文を書いている。『金を溜めるに欲ふかきことありと心得て、欲ふかく山事不実の心持あらば（中略）終に貧人と成候べし』

くなる。

そういう商いのノウハウを凝縮した言葉として知られているのが「商いは牛の涎の如し」である。牛の涎は胃袋に納まつた食物を消化するには不可欠のものだが、途切れることなく流れ出ることが条件。商いは、それと同じだと。

管理会計制度の適用

中井家が一代にして巨万の富を築き上げたのは驚異的なことだ。何か、特別なノウハウがあつたのだろうか。「始末して気張る」だけでは、そのような蓄財はできるはずがないからだ。

よくよく見ていくと秘密は中井家独特的の会計制度の中にあつた。中井家では、

一見すれば非情かつ冷酷な制度だが、これくらいの厳しさがなければ、無一文に等しい身から商人人生の一歩を記し、三十五年で三十万両（約三億円）もの資産を蓄える大分限者に到達することはできなかつた。

ところが、この制度は二代目には理解されなかつたようだ。中井が二代目に財産を相続し、引退しようとしたところ、二代目は「そんな制度は相続できない」と猛反発した。

「利足」制度があつたからこそ、中井家が他の近江商人と比較して群を抜く成長と発展が実現されたのは紛れもない事実。また、北

息子たちは驚いた。当時は相続人が複数存在しておらず、各々の相続人に店や現銀（金）、土地などを分け与えるのが常識だったからだ。その結果、代替わりを重ねる度に身代が小さくなるのが常であつた。

生きている間に近親者数名と中井自身が全支店（出店）の持分権（資本）を分割し、死後争いのない様に

これが「乗合商内」という形で複数の出资者からなる経営体を編み出したのと同じ発想から出たもので、実際に分離され、全店を統括する本店中心の経営が可能になるはずだつた。それが、中井家のグループ企業は、近代経済社会における株式会社の前身をなす巨大な財閥になつていてはすである。

全国に設置された支店格の出店だけでも二十店舗、その下に派生する分店（枝店）に至つては数知れずと

だが、この考えは誰にも理解されず、月並みな相続となり、中井家は三つに分割される。嫡男光昌は仙台店を受け分家。他の一人は現銀（金）相続で了。これにて一件落着となる。

天秤棒一つで業を興し、独創的な発想で未開市場を開拓してきた創業者の時代の先を行く発想は子孫といえども理解は困難だつた。

TOKYOヴァンテングループ
T V G
東京 千葉 埼玉
美容室グループ
<http://tvginfo.co.jp>

立畠一級建築設計事務所

一級建築士
立畠 清作

山口県熊毛郡上関町室津

日本会議 経済人同志会

副会長
宇都宮 秀仁

宅建取引業免許 東京都知事(3)第90895号
不動産投資コンサルティング
株式会社 JUCO

会長 重黒木講二
社長 重黒木天道

〒110-0012
東京都台東区竜泉3-33-1
TEL: 03-5779-8788
FAX: 03-5779-8789

『湧泉』第9号「子育て四訓」

「子育て四訓」を題材に、子育てや家族の絆について考えてみてはいかがでしょうか。

定価 300円



ショッピングシティ・ベル内
コジー店
福井県丹生郡越前町陶の谷28-10
協和テキスタイル
TEL 0778-32-3039
info@kyowa-textile.com
www.kyowa-textile.net

電気通信工業
有限公司 スターコム

代表取締役 武田 智史
〒700-0945
岡山県岡山市南区新保667-1
TEL 086-250-5898
FAX 086-250-5891



(株)日本時事評論社 電話 050-3532-5152 FAX 083-928-1113